

ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する
関係省庁等連絡会議の開催について

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（平成29年2月20日ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）に基づき、競技会場や周辺エリア・交通ターミナルをはじめ、各地でバリアフリー化が推進されている。こうした中、さらに、オリンピック競技とパラリンピック競技の更なる共同利用に向け、2019年7月には、ナショナルトレーニングセンターの拡充棟が供用開始される予定であり、パラアスリート等が安心して利用できるよう、同センター周辺のバリアフリー化の加速が求められている。全国各地からパラアスリートが集まる拡充棟の供用開始に向けて、また、その後も東京大会のレガシーとして、交通バリアフリー環境の改善を積極的に進めるべく、同センターを管理する独立行政法人日本スポーツ振興センターによる周辺施設管理者との協議が迅速かつ円滑に実施されるよう必要な連携を図るため、ナショナルトレーニングセンターの周辺のバリアフリー化促進に関する関係省庁等連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

座長	内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局長
座長代理	スポーツ庁長官
主査	東京都副知事
構成員	内閣官房東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官 警察庁長官官房審議官 スポーツ庁スポーツ総括官 国土交通省総合政策局次長 東京都オリンピック・パラリンピック準備局次長 警視庁交通部長 東京都北区副区長 東京都板橋区副区長 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長
オブザーバー	公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会副委員長

3. 連絡会議は、必要に応じ、ワーキンググループを開催することができる。ワーキンググループの構成員は、座長の指名する者とする。

4. 連絡会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。